

短期大学卒業後の教育機会としての短期大学別科の現状と課題

川 並 弘 順

1 研究の背景

本稿は、今日において短期大学別科が果たしている役割、およびその課題を明らかにすることを通じて、18歳時点の高等学校卒業者（以下、高卒進学者）以外の多様な背景を持つ者、特に既に短期大学を卒業した者に対する教育機会としての短期大学別科の可能性について検討するものである。

短期大学への進学者数、進学率は減少傾向にあり、我が国の短期大学の置かれた状況は日々、厳しさを増している。その大半をしめる私立短期大学に着目すると、2023年度は9割以上が入学定員の定員割れを起こしており、志願倍率も0.94倍となっている（日本私立学校振興・共済事業団 2023）。そのため、入学志願者全員が入学した場合でも入学定員が充足しない事態となっている。

このような状況において、短期大学には多様な改革が求められている。中でも、高鳥・舘（1998）等において論じられた、短期大学卒業後も4年制大学や短期大学専攻科等の高等教育機関において学び続け、学士やより上位の学位を取得するという「短大ファーストステージ論」は、今日においても短期大学改革の方策の一つとして位置づいていると考えられる。

しかしながら、短期大学卒業後の進学実態として、短期大学卒業直後の進学率は減少傾向にある。この背景の1つとして、短期大学卒業者の教育ニーズは一定程度存在するものの、学士や修士の学位取得のニーズは限られており、短期大学や大学、大学院での学修よりも、民間の学習機関や専門学校での学習が求められているという指摘が存在する（伊藤 2005、稲永 2007）。すなわち、短大ファーストステージ論では想定されなかった、短期大学卒業と同等、またはそれ未満の学習成果が、短期大学卒業者から求められる場合が存在する。

短期大学卒業未満の学習成果を提供する短期大学の教育機能の一つとして、別科制度が存在する。別科制度は、齋藤（1982）や佐藤（2011）、2014年の中央教育審議会大学分科会大学教育部会短期大学ワーキンググループの「短期大学の今後の在り方について（審議まとめ）」において、社会人の教育機会としての役割を果たす可能性が言及されており、短期大学卒業後の進学機会としての役割も果たすことが考えられる。

しかしながら、今日では、短期大学別科の半数を日本語別科や留学生別科等の留学生が我が国の高等教育機関へ進学するための準備教育課程（以下、留学生別科）が占めている。近年の短期大学別科の研究についても、管見の限りでは中日本自動車短期大学日本語別科（高瀬・古川・福井 2007）や山野美容芸術短期大学留学生別科（田仲・佐藤・山道 2017）といった留学生別科の事例が確認されるのみである。別科に対する社会の認識についても、4年制大学別科に関する言及であるが、「日本で教育を受けた中等教育修了者向けの大学別科は縮小傾向にあり、大学別科＝留学生別科との認識が広がってきているように思われる」（佐藤 2011 p.92）と述べられている。以上より、今日において、別科は留学生向けの教育機会としての役割を果たしており、社会からもそのように認識されつつあると考えられる。

その一方で、今日においても短期大学別科の半数は留学生以外も対象とする課程となっている。しかしながら、それらの別科の役割について検討した近年の研究は管見の限り存在しない。

2 先行研究

別科に関する先行研究は前述の留学生別科に関する事例研究の他に、特に4年制大学別科の役割に着目した丸山（2003）、齋藤（1982）、佐藤（2011）や、短期大学別科に着目した本多（1983）の研究が存在する。本節では、上記4つの研究の概要を確認する。

丸山（2003）は、戦前の私立大学の別科は本科より低い教育条件で学生を受け入れ、その利益により本科の経営を行うための課程であったことを指摘している。

齋藤（1982）は、別科は、「大学の正規の課程でなく、これを修了した者には学士号等は与えられないが、大学設置基準の適用を受けないことから、教育内容・教育課程の編成は正規の課程に比べて自由である」（齋藤 1982 p.55）ため、成人の再教育の場としての役割を果たす可能性を指摘している。

佐藤（2011）は、4年制大学別科の役割を「留学生別科」、「すでに看護師の免許を取得した者や取得見込みの者が新たな資格を得るために学ぶ教育課程」、「高卒者を受け入れるところが多い音楽・美術・宗教・農業技術などを学ぶ教育課程」の3つに分類している。加えて、制度上、別科は高等学校卒業者が入学する課程として想定されていたと考えられるものの、高等学校卒業者対象の別科の在籍者数は減少しており、その一方で留学生別科の在籍者数は顕著に増加していることを指摘している。

本多（1983）は、短期大学別科が「嫁入り道具に一年だけ」という動機の進学者に対して本科の科目の内、技能的な専門科目だけを修得させる花嫁修業の場としての役割、および大都市部での本科への入学難の影響により本科へ進学できない者にとっての腰掛け、または代替の進学先の役割を果たしていたことを指摘している。

3 研究の目的

以上のように別科に関する研究は少なからず存在しており、短期大学別科の役割についても一定の知見が存在する。しかしながら、短期大学を取り巻く環境や社会の変化により、近年では先行研究で指摘された短期大学別科の機能は変容していると考えられる。実際、今日では本多（1983）において言及されていない留学生別科が短期大学別科の半数を占めており、近年の事例研究も、管見の限りでは留学生別科に関するものしか確認できない。

それでは、留学生別科を除く今日の短期大学別科はどのような役割を果たしているのだろうか。また、短期大学別科は短期大学卒業後の進学機会としてどのような役割を果たしているのだろうか。加えて、多くの機関が困難な経営環境に置かれている短期大学にとって短期大学別科はどのような役割を果たすことが可能なのだろうか。本稿では、短期大学別科の量的推移の分析、および留学生別科を除く短期大学別科の事例調査を通じて、今日における短期大学別科の役割、特に、短大ファーストステージ論の視点に基づく短期大学卒業後の進学先としての別科の役割を明らかにする。

4 別科制度の概要

短期大学別科の実態について扱う前に、我が国における大学・短期大学の別科制度について確認する。我が国の別科は学校教育法において次のように規定されている。

第91条第1項

大学には、専攻科及び別科を置くことができる。

第91条第3項

大学の別科は、前条第一項に規定する入学資格を有する者に対して、簡易な程度において、特別の技能教育を施すことを目的とし、その修業年限は、一年以上とする。

上記において別科を置くことができるのは「大学」とされているが、短期大学についても除外規定は存在しておらず、短期大学も本条文に基づき別科を設置することができる。

本条文において別科は、「簡易な程度」の技能教育を施す課程とされているが、これが具体的にどのようなレベルを指すかは法令上示されていない。同法第91条第3項における前条第一項とは、大学の入学資格に関する条文であり、別科には中等教育段階の学校を卒業した者、またはそれに相当する学力を有する者が入学できるとされている。そのため、別科は少なくとも中等教育修了以上のレベルの教育課程であることがわかる。また、大学と短期大学で入学資格が異なる専攻科と異なり、別科は大学と短期大学で同様の制度となっている。

国際的にはISCED 2011において、別科はLevel 4 “Post-secondary non-tertiary education” に分類される。Level 4 は、中等教育を基礎として高等教育よりも低度の知識・技能等を獲得する段階であり、我が国では別科の他に高等学校専攻科等の後期中等教育段階の学校の設置する専攻科が分類される。また、別科を設置する大学学部や短期大学本科（以下、本科等）は、高等教育レベルであるLevel 5 以上に分類されている。そのため、国際的に別科は、中等教育修了以上、短期高等教育修了未満のレベルの教育課程と認識されている。

以上より、別科制度は、「中等教育修了以上の学力を有するものに対して、大学・短期大学卒業未満のレベルの技能教育を実施する課程」と言える。

今日において、別科は前述の学校教育法においてのみ規定されており、大学設置基準等においては規定されていない⁽¹⁾。また、別科を設置する場合、設置認可申請は必要ではなく、学則変更の届出により設置することができる。そのため、別科は本科等に比して柔軟かつ容易に設置することが可能である。

かつては、実質的な別科設置に関する基準として、1950年の大学設置審議会決定「別科に関する申し合わせ」および、その後継である2001年の大学設置・学校法人審議会大学設置分科会長決定「大学専攻科及び別科に関する取扱について」が存在していた。しかしながら、これらは2003年の大学設置基準等の準則化に伴い廃止されており、今日において類似の基準等は存在しない。これらにおいて別科は、「学部の学科に関連ある科目につき、大学の教授研究に支障のない場合において設置されるもの」であり、校舎の設備や教授能力に余裕がある場合に限り設置可能な課程とされていた。また、原則として本科等と別科の授業を合併して実施することは認められておらず、別科の修業年限や単位を本科等に通算できないことが規定されていた。そのため、別科は、本科等の余剰資源を活用し、学部学科以外の者に教育を提供する課程として、本科等の教育とは異なるものとして位置づけられていたと考えられる。また、今日においても別科の教育に対する単位授与や修業年限の通算は認められておらず、その性質は変わっていないものと考えられる。

なお、法令上の規定ではないが、本科等の設置にあたり、「学内の専攻科や別科、大学院への進学等により取得可能となる資格がある場合（例：看護学部卒業後に進学する助産別科など）は当該課程の名称と取得可能な資格」⁽²⁾を記載することが求められている。そのため、制度上、専攻科や大学院と並び、別科も本科等を卒業した後の資格取得のための進学先として想定されている。

5 短期大学別科の量的推移

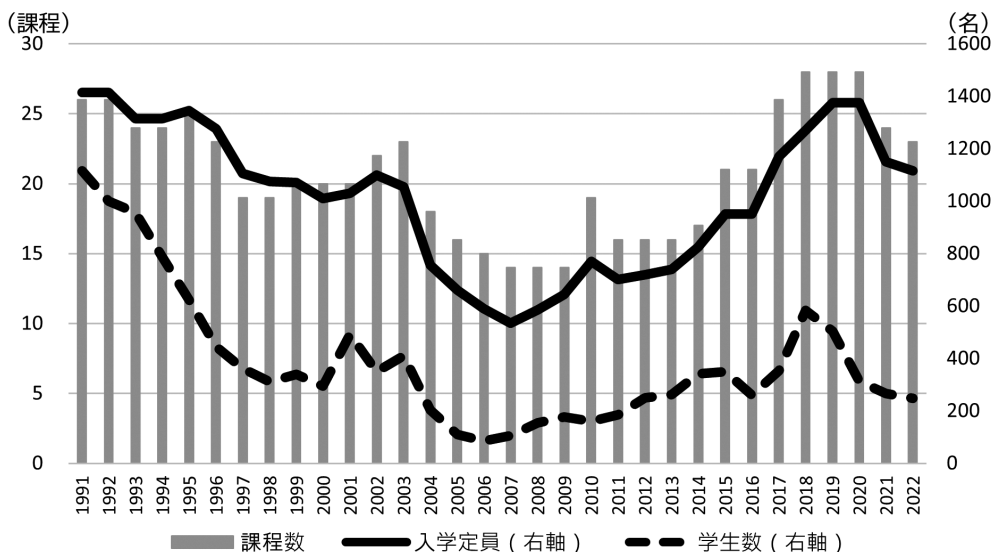
それでは、短期大学別科の規模や分野はどのように変化しているのか。本節では、大学設置基準の大綱化等の高等教育制度改革により、短期大学を取り巻く状況が大きく変化した1991年以降を対象として、別科の量的推移の分析を行う。

佐藤（2011）では、4年制大学別科の在籍者数の推移を別科の類型別に分析している。しかしながら、短期大学別科に関する統計は、管見の限り学校基本調査において昼夜別学生数が示されているのみである。そこで、本稿では学校基本調査に加え、各年度版『全国短期大学一覧』に基づき、短期大学別科課程数、入学定員および学生数の量的推移を確認する⁽³⁾。

図1より、別科の課程数は2018年の最大時でも28課程、入学定員は1991年の1,415名、学生数は1991年の1,116名と限られていることがわかる。推移を確認すると1991年以降、課程数および入学定員は2007年まで減少傾向にあるものの、その後は増加に転じており、2019年には課程数、入学定員ともに1991年と同水準まで増加している。また、入学定員に比して量的に限られており、2007年以降の増加量も限られているものの、別科学生数も定員と同様の推移を辿っている。それでは、この増減は何によってもたらされたのだろうか。

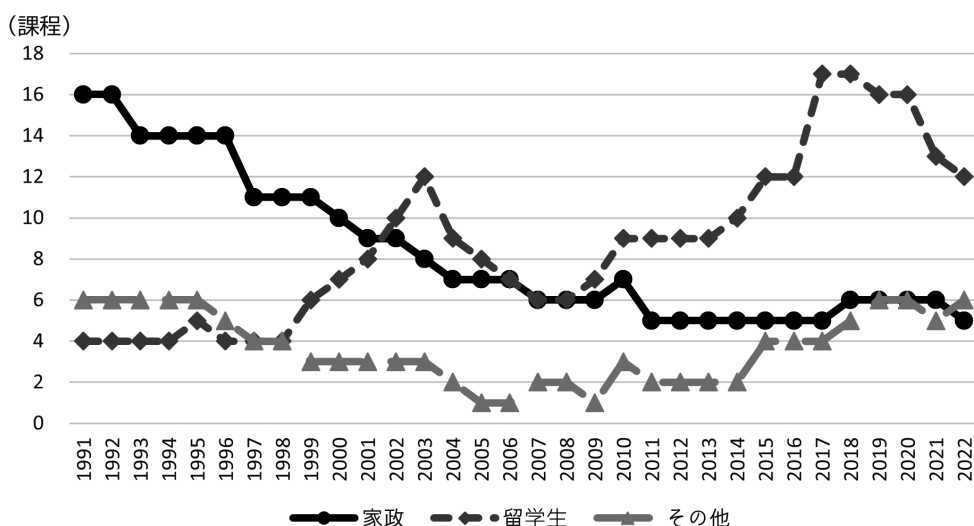
この背景を明らかにするため、別科をその名称から、家政専修や調理師養課程等の家政系、留学生別科や日本語別科等の留学生、それら以外のその他の別科の3つに分類し、分野別の課程数の推移を確認する（図2）。

家政系は、1991年には16課程存在し、別科の6割を占めていたが、2022年には5課程まで減少しており、別科全体に占める割合も2割となっている。一方で、留学生は、1991年には4課程で2割程度であったが、2017年には17課程まで増加しており、14課程に減少した2022年でも別科の半数を占めている。これは、佐藤（2011）の4年制大学別科における留学生別科の増加、および高等学校卒業生対象の別科の減少と類似の傾向であると言える。また、その他の別科については、



出典：各年度版『全国短期大学一覧』および各年度版「学校基本調査」より筆者作成

図1. 短期大学別科の課程数、入学定員および学生数の推移



出典：各年度版『全国短期大学一覧』より筆者作成

図2. 分野別短期大学別科の課程数の推移

1991年の6課程から2005年には1課程まで減少したものの、2022年には再び6課程へと増加しており、留学生以外も対象とする新たな短期大学別科が設置されていることがわかる。

上記の家政系の減少は、今日において短期大学に花嫁修行の場としての役割が求められなくなっていること、および本科への入学が容易になり本科の代替としての別科が求められなくなったことにより、別科が本多（1983）の指摘する役割を終えたためであると考えられる。また、留学生別科の増加は、短期大学の留学生獲得方策として留学生別科が新たに設置されるようになったためであると考えられる。これらより、別科の中心の役割は花嫁修行の場や本科の代替進学先から、留学生の準備教育の場へと変容したと考えられる。

一方で、その他の別科に見られるように、留学生以外も対象とした別科も新たに設置されており、これらの別科は従来と異なる目的を持って設置されたと考えられる。それでは、今日において留学生別科以外の別科はどのような目的や役割を有しているのだろうか。

6 今日における短期大学別科の役割

(1) 今日における短期大学別科の概要

今日ではどのような別科が設置されているのだろうか。本項では文部科学省の「令和4年度全国短期大学一覧」⁽⁴⁾に基づき、留学生別科を除く別科、8校11課程についてその特徴を確認する（表1）。

まず、設置者に着目すると、現在設置されている別科の設置者は全て私立となっており、国公立短期大学の別科は存在しない。これは留学生別科を含め1991年以降の状況を確認しても同様で

短期大学卒業後の教育機会としての短期大学別科の現状と課題

表 1. 令和 4 年度短期大学別科（留学生別科を除く）

設置者	学校名	別科名	設置年	所在地	修業 年限	入学 定員
私立	弘前医療福祉大学短期大学部	調理師養成・1 年課程 ⁽⁵⁾	2018	青森県	1	30
		介護福祉科	2022	青森県	2	30
私立	国際学院埼玉短期大学	調理師別科	2010	埼玉県	1	40
私立	豊橋創造大学短期大学部	別科 公務員養成課程	2019	愛知県	1	20
私立	名古屋経営短期大学	商業専修	1966	愛知県	1	40
私立	堺女子短期大学	別科 美容師養成課程（通信）	2014	大阪府	3	60
私立	大阪健康福祉短期大学	介護福祉学科別科	2010	大阪府	2	15
		子ども福祉学科別科	2018	大阪府	2	20
私立	近畿大学九州短期大学	家政専修第一部	1967	福岡県	1	40
		家政専修第二部	1967	福岡県	1	40
私立	香蘭女子短期大学	家政専修	1965	福岡県	1	50

出典：「令和 4 年度全国短期大学一覧」より筆者作成

ある。

設置年に着目すると、現在設置されている別科は、1960年代に設置された 4 課程と2010年以降に設置された 7 課程に分類することができる。これより、現在設置されている別科は、近年設置されたものが多数を占めていることがわかる。1960年代に設置された 4 課程に着目すると、3 課程が家政系となっており、これらは本多（1983）の指摘する花嫁修業の場としての別科の名残として設置されているものと考えられる。2010年以降に設置された 7 課程については、調理師養成や介護福祉、公務員養成、美容師養成と内容が多岐に渡っている上、養成する職業が明確な別科が多くなっている。このことから、2010年以降に設置された別科は本多（1983）の指摘する役割とは異なる目的で設置されたと考えられる。

修業年限は 1 年とする別科が 7 課程で最多であるが、2 年以上と本科と同等の修業年限の別科も 4 課程存在している。2 年以上の別科は福祉に関する課程が 3 課程を占めており、取得資格の関係で修業年限を 2 年以上としていることが考えられる。

(2) 今日における短期大学別科の実態

それでは、各別科は具体的にどのような役割を果たしているのか。本項では、前項の短期大学別科11課程について、各短期大学の Web サイト、特に別科の紹介ページにおける公開情報より、その実態の一端を明らかにする⁽⁶⁾。

各短期大学の Web サイトを確認した結果、別科の紹介ページを有しており、2023年度現在も別科の学生募集を行っていることが確認できたのは弘前医療福祉大学短期大学部の 2 課程、豊橋創造大学短期大学部、堺女子短期大学の計 4 課程のみであり、残りの 7 課程については教育活動または学生募集の状況を確認できなかった⁽⁷⁾⁽⁸⁾。そのため、本項では、活動の確認ができた 3 校 4 課程の別科の詳細を確認する。

① 弘前医療福祉大学短期大学部

弘前医療福祉大学短期大学部は、1 年間で調理師国家資格を取得する別科調理師養成・1 年課程と、2 年間で介護福祉士国家試験受験資格を取得する別科介護福祉科の 2 課程を設置している。

本短期大学の別科は、本科を改組して設置されたという経緯を有する。本短期大学は生活福祉学科介護福祉専攻、食育福祉専攻の 1 学科 2 専攻を有する短期大学であったが、2018年に食育福祉専攻を別科調理師養成・1 年課程へ改組している。その後、2019年に生活福祉学科介護福祉専攻を介護福祉学科へ名称変更し、2022年には介護福祉学科についても別科介護福祉科へと改組している。このように本科を別科へと改組した経緯について、自己点検・評価報告書には次のように記載されている。

（一前略）慢性的な定員未充足が続いたことからやむを得ず食育福祉専攻を廃止することに決定した。この廃止に代り、これまでの調理師養成の教育資源を活かして、新たに「別科調理師養成・1 年課程」を設置し本年開設した。（弘前医療福祉大学短期大学部 2018b p.76）

財的資源の安定化を図るために、中長期ビジョンの策定や中期計画を策定し、学生数の確保に取り組み、そのなかで、介護福祉学科の定員の削減や改組を実施し、調理師養成課程を別科としたことにより入学生は大きく増加した。（一中略）しかし、介護福祉士養成課程の学生確保は依然として厳しい状況が続き、入学者減少により、支出超過が拡大していることから、短大全体の収支のバランスが保持されない要因となっている。介護福祉士養成課程の志願者及び入学定員の確保及び支出とのバランスが最重要課題であることから、令和 4 年 4 月から別科介護福祉科へ改組することとした。（弘前医療福祉大学短期大学部 2022 p.92）

以上より、両別科は、入学者数の減少とそれに伴う経営課題に対応するため本科が廃止され、その教育資源を活用して、本科に比して経営的負担の軽い別科として設置されたことがわかる。

改組後の定員充足の状況については、「調理師養成・1 年課程は、1 年の短期間で調理師資格取得を目指す高卒者や社会人を対象とし、地域社会の要望に応えるものであり、入学定員充足率は順調に上昇し、令和 2（2020）年度及び 3（2021）年度の 2 年間は、100%を超えている」（弘

前医療福祉大学短期大学部 2022 p.90) と、本科を別科へと改組したことにより募集状況が改善したことが指摘されている。その一方で、介護福祉科については別科への改組後も定員充足率が改善していないことが指摘されている(弘前医療福祉大学短期大学部 2022 pp.89-90)。

また、介護福祉科については仕事や育児等、多様なライフスタイルに対応し、新たな入学生を確保するため、社会人選抜による2024年度入学者より長期履修学生制度が導入されることとなっており、社会人の獲得にも努めようとしている⁽⁹⁾。

なお、現在、弘前医療福祉大学短期大学部は、本科に救命救急学科と歯科衛生学科を設置しているが、これらは別科の関連分野の学科ではない。そのため、本短期大学の別科は本科と独立する形で設置されており、本科の余剰資源を活用するという、当初想定されていた別科とは異なる課程となっている。

② 豊橋創造大学短期大学部

豊橋創造大学短期大学部は、1年間で公務員試験の受験対策を行う公務員別科を設置している。本別科設置の目的は、別科長のあいさつにおいて次のように記されている。

豊橋創造大学短期大学部公務員別科は、高校時代から公務員を志していたものの、機会に恵まれず進路を変える、もしくは他地区の学校に進学せざるをえない若者に学習の機会を提供すべく設置されました。⁽¹⁰⁾

すなわち、本別科は高等学校卒業時に公務員として就職することを希望していたものの、何等かの事情により断念せざるを得なかった者が、公務員になるための教育を実施することを目的とした課程である。関連して、その教育目標やアドミッション・ポリシーも、公務員を志望する者が必要な能力を身につけるという内容になっている(豊橋創造大学短期大学部 2023 p.7)。

本別科の運営について、別科の教員は、本短期大学の本科キャリアプランニング科の教員が兼務しているとされる(豊橋創造大学短期大学部 2022 p.73)。このことについて、キャリアプランニング科は、「公務員コース」として公務員養成機能を有しており、その教育資源を活用する形で別科が設置、運営されていると考えられる。また、本短期大学の本科幼児教育・保育科の公務員対策講座は、公務員別科の公務員専門担当教員により行われているとされており、本別科はキャリアプランニング科以外の本科とも連携していることがわかる(豊橋創造大学短期大学部 2022 p.66)。

以上より、本別科は本科の教育資源を活用し、本科の教育機能の一部を当該短期大学本科への進学者以外の高等学校卒業者に対して提供するという従来型の別科として設置されていると考えられる。

③ 堺女子短期大学

堺女子短期大学は、3年間の通信教育で美容師国家試験受験資格を取得する別科美容師養成課程（通信）を設置している。

本別科の特徴はその入学資格にある。本別科の入学資格は、「本学を卒業した者、または高等学校卒業後、社会人として企業などに2年以上勤務した者、あるいはこれに準ずる者。」⁽¹¹⁾とされている。すなわち、本別科は、別科でありながら専攻科のように短期大学卒業者を対象とする課程となっており、原則として高卒進学者が本別科へ進学することはできない。

なお、本別科には、当該短期大学本科の在籍者が別科にも在籍することができる「Wスクール（ダブルスクール）」という制度が設けられており、本科進学と同時に別科へ進学することで、高卒進学者であっても別科へ進学することが可能となっている。この「Wスクール」は、メイクや舞台、保育など「好きなことを学びながら、美容師国家試験受験資格を取得できる制度」⁽¹²⁾とされており、美容師国家試験受験資格を取得できないコースに在籍する本科生が、他の専門を学びながら美容師国家試験受験資格を取得するための制度となっている。

以上のように、本別科は第一に、本科の卒業者や社会人が資格を取得するための課程、第二に、本科進学者が追加の資格を取得するための課程となっている。

7 短期大学卒業後の教育機会としての短期大学別科の現状

このように3校の事例において短期大学別科はそれぞれ異なる役割を果たしており、短期大学卒業後の進学機会としての役割を果たしている事例も見られる。そこで、本節では短期大学卒業後の教育機会としての短期大学別科について検討するため、既に短期大学卒業後の進学機会としての役割を果たしている堺女子短期大学別科美容師養成課程（通信）、および類似の機能として社会人の受け入れ機能を果たしており、その活動が確認できる弘前医療福祉大学短期大学部別科調理師養成・1年課程（以下、調理師養成課程）、別科介護福祉科について訪問調査を実施し、短期大学卒業者および社会人受け入れの実態、並びに別科設置の経営への影響を明らかにする。なお、本節の内容は特に断りのない限り訪問調査の内容に基づく。

(1) 弘前医療福祉大学短期大学部

① 社会人の受け入れ

本短期大学の2課程における社会人の受け入れに関してはいくつかの特徴が見られる。

第一に、本科として設置されていた時に比した、授業時間数や修業年限の短さ、および学納金の安さである。両別科は、本科から別科へ改組する際に、教養科目等を削減し資格取得に特化する形で教育課程を再編成している。特に、調理師養成課程は授業時間数のみならず、修業年限も2年から1年へ短縮している。それに伴い、学納金についても、介護福祉科は本科時代の8割、

調理師養成課程は5割となっている（弘前医療福祉大学短期大学部 2018a、2021、2023）。もちろん、これらについては社会人入学者のみならず、高卒進学者の受け入れにおいても利点となっている。

第二に、青森県立弘前高等技術専門校の委託訓練生の受け入れである。両別科では青森県立弘前高等技術専門校の委託訓練を受託し、失業者等が再就職のために資格取得をする職業訓練を実施している。これらの委託訓練は、受講者の募集を短期大学自身が行うのではなくハローワークを通じて行い、受講料は無料となっている。このように、失業者であっても受講が可能な仕組みが構築されており、短期大学もそれらの社会人を受け入れることができるようになっている。

第三に、長期履修学生制度である。これは介護福祉科のみの制度であるが、多様なライフスタイルに対応して仕事や育児等をしながら別科を修了できるようにするために創設された制度である。具体的には、社会人選抜による入学者が出願前に申し出ることにより、2年間で修了すると同様の学納金で最長4年まで在籍することが可能になる制度であり、2024年度入学者から適用される。なお、調理師養成課程は1年間で修了することが利点であるため、長期履修学生制度の導入を検討していないとされている。

両別科に進学する社会人像は多岐に渡っており、年齢は20代から50代、最終学歴は高等学校卒業から、短期大学卒業、4年制大学卒業まで幅広く存在するとされる。別科進学目的についても、前述の委託訓練等による資格取得の他に、親族の介護の必要性が生じたことにより介護の勉強をするためという理由や、定年後に調理について勉強するためという理由が存在したとされる。

前述の通り、これらの取り組み、特に修業年限の短縮が進学者のニーズに合致したことにより、調理師養成課程では高卒進学者と社会人の双方が増加し、定員を充足するようになっている。一方で、介護福祉科は、別科への改組後も学生募集に苦戦する状況が続いており、長期履修学生制度についても2024年度入学者の利用はなかったとされる⁽¹³⁾。

② 経営への影響

前述の通り、両別科は経営上の課題への対応するために設置された課程である。収支バランスの改善には授業数の削減および入学者の増加も貢献しているが、その大部分を教員組織の再編が果たしている。別科には設置基準等が存在しないため、専任教員を本科として設置する際の最低数未満に削減し、非常勤講師の比率を高めることで人件費を抑制している⁽¹⁴⁾。なお、専任教員減少の影響について、本科時代の教員が引き続き別科を担当しているため教育の質が落ちることはないとされる。

経営上の課題があるにも関わらず、単に本科を廃止せず、別科としてでも存続させた背景には、本短期大学の沿革と設置地域の課題が関係している。沿革については、本短期大学は、調理師養

成および介護福祉士養成の専門学校を前身としており、ルーツの分野を存続させたいという創立者の思いがあったためであるとされる。設置地域の課題は、両別科で取得可能な資格は地域の求める資格であるものの、青森県内に所在する専門学校等のその他の養成課程の多くが既に廃止されており、地域のニーズに応え続けるために養成課程を存続させたというものである。そのため、両別科は、社会人の受け入れにも取り組んでいるが、その主たる対象は本科時代と同様に高卒進学者であるとされる。

このように、本短期大学では本科を別科へと改組したこと契機として、経営上の負担を軽減しつつ、本科より負担の軽い資格取得課程として社会人を含む進学者を受け入れている。しかしながら、本事例において、取得可能な資格や修業年限によっても募集状況が左右されることからわかるように、全ての資格課程で別科への改組が有用に機能するわけではないと考えられる。

(2) 堺女子短期大学

① 社会人の受け入れ

前述の通り、堺女子短期大学の別科は、原則として当該短期大学の卒業者等のみが入学可能な課程となっている。このような別科を設置した背景には、当該短期大学を卒業し、美容部員として働く卒業生が、スキルアップのために美容師国家資格の取得を希望したということがある。社会人として働きながら美容師国家資格を取得しようとする場合、通信制専門学校へ通うという選択肢が存在する。しかしながら、通信制専門学校の課程は、美容所で働く現職者のみを対象とする場合があり、美容部員では入学することができない可能性がある。そこで、本別科を設置することにより、美容所以外で働く卒業生が美容師国家資格を取得するための支援を行おうとしたという背景が存在する。また、短期大学卒業者を対象とする課程であるにも関わらず、専攻科でなく別科を設置した背景には、専攻科は短期大学卒業以上の学歴を有しないと入学できないため、短期大学卒業以上の学歴を有さない社会人や、前述の「W スクール」の学生を受け入れるために別科としたとされる。

本別科の教育課程は、日本理容美容教育センターの教材による通信教育と、毎週月曜日および夏季、春季の集中講義として実施されるスクーリングから構成されている。そのため、社会人でも履修が容易となっている。修業年限については、別科が3年、本科が2年と別科の方が長くなっているが、別科の学納金の総額は、本科の3分の1程度に抑えられている⁽¹⁵⁾。授業時間数については、本別科を修了し、美容師国家試験受験資格を取得するためには3年間で13科目36回の通信教育の添削指導と、美容所非従事者の場合は610時間、美容所従事者の場合は310時間のスクーリングが必要である。これに対し、本科美容文化コースで美容師国家資格受験資格を取得し卒業する場合は2年間で67単位（3015時間）以上を取得する必要がある⁽¹⁶⁾。添削指導を含む通信制と通学制のため、単純な比較はできないが、卒業生や社会人が学びやすいよう、別科のカリキュ

ラムでは教養科目等が課されないため、本科に比して別科に求められる科目は限られており、各自の生活に合わせた学習が可能となっている。

なお、前述の通り、本別科は社会人を主たる対象としつつも、「W スクール」として当該短期大学の本科生も受け入れている。実態としても、別科生の半数程度は当該短期大学の本科生の「W スクール」が占めているとされる。

② 経営への影響

本別科は、本科の教員により運営されており、別科のために追加の教員は雇っておらず、授業時間数の調整等の必要はあるが、追加の人件費は生じていないとされる。そのため、たとえ別科への進学者が限られたとしても、別科を設置していることによる経営上の負担は軽いと考えられる。

このように、本別科は、当該短期大学の卒業生、社会人および本科生の資格取得ニーズに対応する形で運営されている。短期大学全体の進学者が減少する中において短期大学卒業者を対象とする課程を設置する場合、その対象は、卒業者の中でもさらに限られた進学希望者となるため、実際に対象となる者は非常に限られることとなる。その点において、本別科の取り組みは卒業生を主たる対象としながらも、その他の教育ニーズを取り込むことができ、また、財務上の負担も軽く運営されているという特徴を持つ。

8 短期大学別科の現状

(1) 今日における短期大学別科の役割

以上より、限られた事例からではあるが、今日における短期大学別科の役割を確認することができる。

第一に、短期大学本科の資源を活用し、本科以外へ進学する高卒進学者を対象とした教育課程を提供するというものである。これは、豊橋創造大学短期大学部に見られる役割であり、従来型の別科の役割であると言える。

第二に、短期大学卒業後の進学先としての別科である。これは第一の役割と類似の役割であるが、その対象は高卒進学者ではなく短期大学卒業者であるというものである。堺女子短期大学の別科に見られる役割であり、別科という主として高卒進学者を受け入れる課程でありながら、短期大学卒業者を主たる対象とする課程としている。この役割は、短期大学卒業後の教育機会であるという点において、短大ファーストステージ論を拡張させる可能性を有する。

第三に、短期大学卒業未満の学歴で取得可能な資格取得の場としての別科である。これは、弘前医療福祉大学短期大学部の2課程と堺女子短期大学に見られる機能である。別科は、本科や大学改革支援・学位授与機構の認定専攻科と異なり、修了により学位を取得することはできない。

しかしながら、取得可能な資格は原則として短期大学を卒業せずとも取得可能なものに限られるものの、別科では、本科で学ぶより短時間かつ安価な資格取得が可能である。そのため、この役割は高卒進学者のみならず、社会人等の多様な背景を有する者の受け入れにも一定の役割を果たすものとなっている。

第四に、本科の代替としての別科である。これは、本多（1983）の指摘する本科進学希望者にとっての代替進学先としての別科ではなく、弘前医療福祉大学短期大学部の2課程に見られる、経営上の課題により本科を運営の負担の軽い別科へと改組するという短期大学にとっての代替措置である。

これらの役割は明確に区分されるものではなく、本稿における事例において見られるように相互に関連しており、1つの別科が複数の役割を果たすこともある。また、以上に見られるように、多くの別科は、本科進学者以外を対象としており、今日における短期大学別科も丸山（2003）の指摘するように収益を上げる課程としての役割を果たしていると考えられる。

このように別科が多様な役割を果たすことが可能となっているのは、その制度的柔軟性のためである。別科の法令上の規定は、目的と入学資格、最低修業年限のみであり、教育課程や教員組織等については規定が存在しない。これに対し、佐藤（2011）は「大学設置基準上に定めもなく、法制上の整備が、必要」（佐藤 2011 p.92）と指摘しているが、その制度上の自由度の高さにより、各短期大学は状況に応じて別科を柔軟に活用することが可能となっている。そのため、法制上の整備が進み、別科における単位の取得等が可能となれば、別科で学ぶことの意義は増すと考えられるものの、種々の規制が課されることにより、本稿で確認された別科の柔軟な活用が阻害される可能性も存在する。

（2）短期大学卒業後の教育機会としての短期大学別科の利点と課題

今日において、短期大学卒業後の教育機会としての役割を果たしていることが確認された短期大学別科は、堺女子短期大学の課程のみであるものの、社会人の受け入れを行っている弘前医療福祉大学短期大学部の課程の状況も踏まえると、短期大学卒業後の進学先として短期大学別科を活用することについて次のような利点があることがわかる。

第一に、短期大学卒業者にとっての利点である。前述の通り、同様の資格を本科と別科で取得可能な場合、本科より別科の方が短時間かつ安価に取得資格をすることができる。短期大学卒業者が資格取得を希望する場合、改めて本科に進学し、教養を含めた本科の教育課程を履修しなおすことは必ずしも求められないと考えられる。そのため、短期大学で取得可能かつ、短期大学卒業を要さない資格の取得を希望する場合、別科での資格取得は有用であると考えられる。

第二に、短期大学にとっての利点である。別科には法令上の定めがなく、本科の資源を活用し運営することが可能となっている。そのため、運営に必要な財務的負担、並びに設置や改廃のた

めの事務的負担が本科に比して軽くなっている。その多くが厳しい経営状況にある短期大学にとって、卒業者や社会人等の新たな進学者の受け入れを検討する際に別科を活用することは、種々の負担を減じ、また進学者のニーズに合わせた柔軟な課程編成を可能にするため、多様な短期大学の取り組みを促すことにつながる。

第三に、第一、第二の利点とも重複するが、幅広い層の進学者の受け入れが可能であるという点である。その入学資格の関係もあり、本科は高卒進学者、専攻科は短期大学卒業者を主たる対象としているが、本稿でも確認したように別科はその双方を対象とすることが可能である。そのため、専攻科に比して、別科は幅広い層の進学者を受け入れられる可能性を有する。もちろん、前述の通り別科の場合、本科や専攻科と異なり学位取得および、短期大学卒業以上の学歴を要する資格の取得は不可能であるが、それ以外の資格取得を目的とする場合は、別科でも十分に役割を果たしうると考えられる。

その一方で、課題も考えられる。今日において、留学生以外も対象とする短期大学別科の設置数や分野、所在地は限られている上、活動状況の明らかではない課程も多く存在している。そのため、短期大学卒業後の進路の選択肢として、別科は非常に限定的である。

また、堺女子短期大学のように、本科が複数の教育課程を有する場合は問題とならないが、本科に単一の教育課程しか持たない短期大学が本科の資源を活用して別科を設置する場合、卒業生にとって出身短期大学の別科の教育課程は既習である可能性が高く、卒業後の進学先とはなり得ないと考えられる。いかに本科より運営の負担が軽いと言え、そのような短期大学が多様な学生を受け入れるため、新たに本科と異なる教育内容の別科を設けることは、多くの短期大学の経営状況を鑑みても困難であると考えられる。

そのため、別科を卒業者等の教育機会として位置づけていくためには、様々な短期大学が自身の有する教育資源を活用し、可能な範囲で別科を設置することにより、短期大学制度全体で別科の課程数や多様性を担保し、短期大学卒業者の多様なニーズに対応できるようにする必要がある。

9 短期大学別科と本科の関係性に関する考察

このように短期大学別科は、短期大学卒業者を含み、高等学校卒業以上の学歴を有する幅広い層を対象として、短期大学卒業未満の学歴で取得可能な資格を取得可能な教育機会として役割を果たすことが可能であると考えられる。

しかしながら、高卒進学者を別科にて受け入れる場合については、短期大学内における本科と別科の位置づけについて注意を払う必要がある。別科は、本科の余剰資源を活用した課程として制度化され、今日においても修業年限の通算や単位の取得ができない等、本科と同等の課程としては位置づいていない。その一方で、別科で取得可能な資格は本科と同様である場合があり、その場合、資格取得だけを考えるのであれば、本科より別科に進学の方が時間的、経済的負担を

軽減することができる。そうすると、敢えて、より高価で長時間の学修を要する本科へ進学するより、別科へ進学した方が合理的な選択となる可能性が生じる。

弘前医療福祉大学短期大学部の事例では実際に上記の状況に近い状況が生じている。訪問調査において、介護福祉科の修了者にあつては本科卒業と同様の待遇で就職することができているとされていた。本別科は、経営上の課題により本科を廃止して設置されたため、別科においても本科と同様の待遇で就職が可能であることは学生募集上好ましい状況であると言える。しかしながら、制度上、別科修了は、高等学校卒業以上、短期大学本科卒業未満の学歴であり、別科の修了には本科と同等の学習も求められないため、別科修了が本科卒業と同等にはなりえない。就職においても、資格取得が求められており、学歴は不問であるという場合を除き、本来、本科と別科の学歴は同等とはなり得ない。弘前医療福祉大学短期大学部の場合は、別科と対応する本科を持たないため、短期大学内での矛盾は生じていないが、別科と対応する本科を設置しており、本科卒業者と別科修了者が同じ条件で就職が可能な場合、敢えて本科で学ぶことの意義が問われることとなる。

他方で、堺女子短期大学の場合は、本科と別科で同様の資格が取得できるものの、入学要件を課すことにより、別科の入学者を短期大学卒業者と社会人経験者、「W スクール」の本科生に限っているためこの問題は生じないと考えられる。これらの入学要件により、堺女子短期大学の別科で資格を取得し、就職するためには、本科の教育課程の履修、または社会人経験を経る必要がある。そのため、高卒進学者が別科での学習や経験のみで就職することがないようになっている。このことにより、堺女子短期大学の場合は、短期大学内において、別科が本科の補足的なものであるという位置づけが明確化されていると言える。

以上のように、別科は幅広い層を対象とすることができる一方で、位置づけによっては、本科の意義に疑問を生じかねないという課題を有している。そのため、短期大学が別科を活用し、高卒進学者を含む多様な進学者の受け入れを目指す際には、本科卒業と別科修了の差異を短期大学内でどのように位置づけるかを十分に検討する必要がある。

10 おわりに

本稿では、今日において別科が、留学生の準備教育機関としての役割に加え、それぞれの短期大学の必要性に応じて柔軟に活用されることにより、多様な役割を果たしていることが明らかになった。特に、堺女子短期大学、および弘前医療福祉大学短期大学部の事例に見られる、短期大学卒業未満で取得可能な資格を取得するための課程として短期大学卒業者や社会人受け入れる別科の役割は、短大ファーストステージ論をより発展させる可能性を有している。

今後、少子化や一層の4年制大学志向の高まりにより、短期大学を取り巻く環境はより厳しくなっていくと考えられる。短期大学が生き残り、地域に根ざした短期高等教育機関としての役割

を果たし続けるためには、短期大学卒業者を含む、社会人等の高卒進学者以外の幅広いニーズにも対応することが求められる。

実際、中等教育審議会「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」を始めとする近年の高等教育政策では、リカレント教育の推進が重要視されている。そのため、短期大学に限らず、我が国の高等教育全体でリカレント教育の推進が求められるものの、その議論の中心は大学院や専門学校、履修証明プログラムに留まっており、別科への言及は見られない。しかしながら、本稿で明らかになったように、限られてはいるものの、別科もリカレント教育において一定の役割を果たしている。本稿では扱わなかった4年制大学別科も含め、別科を政策的にリカレント教育の場として位置づけることにより、今以上に多様なニーズに対応することが可能となり、より一層のリカレント教育の推進に資すると考えられる。

最後に、今後の課題として2点について述べる。1点目は、別科の活用が適した短期大学や分野についてである。前述の通り、弘前医療福祉大学短期大学部の調理師養成課程は、別科への改組により学生数を増加させている。一方で、介護福祉科は改組後も学生数が増加しておらず、訪問調査実施後に令和7年以降の学生募集を停止することが発表された⁽¹⁷⁾。すなわち、全ての短期大学や全ての分野で別科の活用が有用であるとは限らず、どのような分野、資格であれば別科の活用が有用であるかについては引き続き検討が必要である。2点目は、類似の教育機会との役割の差異についてである。今日では、別科と同様に、高等学校卒業以上の学歴を有する者に対して短期大学の資源を活用した短期プログラムを提供し、その履修に対する単位授与も可能である履修証明プログラムが制度化されている。短期大学卒業後の進学機会として、専攻科や履修証明プログラムといった類似の教育機会と比較した際に、別科がどのような役割を果たすことができるかについても引き続き検討が必要である。

【註】

- (1) ただし、2022年に「大学における日本語等予備教育別科等に係る参照基準（ガイドライン）」が制定されており、留学生別科については一定の基準が示されている。
- (2) 文部科学省高等教育局大学設置室「2. 大学の設置等に係る提出書類の作成の手引（令和6年度開設用 改正前基準）【記入要領1（40～135ページ）】」https://www.mext.go.jp/content/20230323-mxt_koutou03-0000249_90_1_2.pdf（2024/07/11閲覧）、p.116より引用。
- (3) 本稿では『全国短期大学一覧』の「短期大学別科」の項目に記載のある別科の内、学生募集を行っている別科の数および入学定員を集計している。なお、必要に応じて同書記載の沿革等を確認し、課程数および入学定員を修正している。そのため、本稿における課程数および入学定員は同書の「諸統計」に記載の数と必ずしも一致しない。
- (4) 文部科学省「令和4年度全国短期大学一覧 04その他」https://www.mext.go.jp/content/20230420_mxt_daigakuc01_000230890_04.xlsx（2024/08/13閲覧）。
- (5) 「全国短期大学一覧」では「調理師養成（1年課程）」と表記されているが、本稿では当該短期大学の用いる「調理師養成・1年課程」に記述を統一する。

- (6) 本項の内容は主として2023年7月に確認した各短期大学のWebサイトにおける情報に基づく。なお、必要に応じて当該時期以降にも追加で確認を行っている。
- (7) 本項で扱う短期大学8校全ての学則において、現在も別科を設置することは規定されている。
- (8) 大阪健康福祉短期大学は、別科の紹介ページ等を有していないものの、自己点検・評価報告書において、介護福祉科別科が厚生労働省の制度である離職者プログラムによる別科生の受け入れを行っていることが記載されている（大阪健康福祉短期大学 2016）。しかしながら、その他に別科の情報を管見の限り確認できなかったため、本稿では本短期大学を調査の対象外としている。
- (9) 弘前医療福祉大学短期大学部「弘前医療福祉大学短期大学部 別科 介護福祉科 長期履修学生制度」<https://www.hirosakiuhw.jp/wp-content/uploads/2023/09/3ab7dcc589e6eebfe912bcd89b770fe.pdf>（2024/02/22閲覧）。
- (10) 豊橋創造大学短期大学部「短期大学部公務員別科学科紹介」https://www.sozo.ac.jp/department/public_officials/about（2023/07/11閲覧）より引用。
- (11) 堺女子短期大学「[[別科] 美容師養成課程（通信）」<https://www.sakai.ac.jp/course/communication.php>（2023/07/11閲覧）より引用。
- (12) 堺女子短期大学「W スクール」<https://www.sakai.ac.jp/school/wschoool.php>（2023/09/12閲覧）より引用。
- (13) 2024/05/20の弘前医療福祉大学短期大学部へのメールによる確認に基づく。
- (14) 教員組織の再編にあたりリストラ等は行われておらず、定年退職者や希望退職者を除き、削減された専任教員は配置転換等を行うにより、基本的に当該短期大学に所属し続けている。
- (15) 堺女子短期大学「学生生活の手引」https://www.sakai.ac.jp/assets/cmn_pdf/tebiki.pdf（2024/05/08閲覧）。
- (16) 同上。
- (17) 弘前医療福祉大学短期大学部「弘前医療福祉大学短期大学部 別科 介護福祉科（2年課程）の学生募集停止について」<https://www.hirosakiuhw.jp/info/no466/>（2024/5/16閲覧）。

【文献一覧】

- 伊藤友子（2005）「職業キャリアから見たリカレント学習の可能性」短期大学基準協会調査研究委員会調査研究委員会『「短大卒業生の進路・キャリア形成と短大評価」調査研究報告書』短期大学基準協会、pp.40-49
- 稲永由紀（2007）「教育訓練ニーズ」安部恵美子『短期大学卒業生のキャリア形成に関するファースト・ステージ論的研究』安部恵美子、pp.122-131
- 大阪健康福祉短期大学（2016）『大阪健康福祉短期大学自己点検・評価報告書』大阪健康福祉短期大学
- 斎藤諦淳（1982）『開かれた大学へー大学の開放及び大学教育改革の進展ー』ぎょうせい
- 佐藤信彦（2011）「短期高等教育機関としての大学別科」『立教大学大学院教育学研究集録』（8）、pp.77-94
- 高瀬利恵子・古川竜治・福井稔（2007）「留学生別科における教育の意義と課題ー自動車整備士をめざす留学生の育成」『中日本自動車短期大学論叢』（37）、pp.83-95
- 高鳥正夫・館昭（1998）『短大ファーストステージ論』東信堂
- 田仲安則・佐藤正則・山道有香（2017）「日本語別科における日本語教育の現状と課題」『山野研究紀要』（24/25）、pp.12-16
- 中央教育審議会大学分科会大学教育部会短期大学ワーキンググループ（2014）「短期大学の今後の在り方について（審議まとめ）」
- 豊橋創造大学短期大学部（2022）『豊橋創造大学短期大学部自己点検・評価報告書』豊橋創造大学短期大学部
- 豊橋創造大学・豊橋創造大学短期大学部（2023）『2024年度特別入試学生募集要項』豊橋創造大学・豊橋創造大学短期大学部
- 日本私立学校振興・共済事業団（2023）『令和5（2023）年度私立大学・短期大学等入学志願動向』日本私立学校振興・共済事業団私学経営情報センター私学情報室
- 弘前医療福祉大学短期大学部（2018a）『平成30年度学生便覧』弘前医療福祉大学短期大学部

短期大学卒業後の教育機会としての短期大学別科の現状と課題

- 弘前医療福祉大学短期大学部（2018b）『平成30（2018）年度自己点検・評価報告書』弘前医療福祉大学短期大学部
- 弘前医療福祉大学短期大学部（2021）『学生便覧』弘前医療福祉大学短期大学部
- 弘前医療福祉大学短期大学部（2022）『弘前医療福祉大学短期大学部自己点検・評価報告書』弘前医療福祉大学短期大学部
- 弘前医療福祉大学短期大学部（2023）『学生便覧』弘前医療福祉大学短期大学部
- 本多二郎（1983）『素顔の短期大学』福武書店
- 丸山文裕（2003）「日本の私立大学の財政構造」『大学時報』（290）、pp.32-37
- UNESCO-UIS（2012）. *International Standard Classification of Education ISCED2011*. UNESCO Institute for Statistics.